

守人第 193 号の 2
令和 3 年 11 月 29 日

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 西端 勝樹



2021 年年末・一時金要求に対する回答について

- 1 期末手当の改定は、国の人事院勧告に基づき令和 3 年 12 月から実施する。
本年度の年末一時金は、期末手当 1.125 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.075 か月とする。
なお、令和 4 年度以降の一時金については、国の人事院勧告に基づき 6 月期、12 月期ともに、期末手当 1.2 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.15 か月とする。
- 2 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
- 3 勤勉手当を廃止する考えはない。
- 4 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.625 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.075 か月とする。
また、会計年度任用職員の年末一時金は、正規職員の規定に準じ、期末手当 1.125 か月とする。なお、会計年度任用職員の令和 4 年度以降の一時金については、6 月期、12 月期ともに、期末手当 1.2 か月とする。
- 5 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
- 6 年末一時金の支給日は、12 月 10 日とする。